**保有特定個人情報不訂正決定通知書**

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（実施機関）

　平成　　年　　月　　日に請求のありました保有特定個人情報の訂正については、次のとおり訂正をしないことを決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合特定個人情報保護条例（平成２７年組合条例第５号）第２６条第２項の規定により通知します。

　なお、この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　　　　　　　に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有  特定個人情報の内容 |  |
| 訂正をしない理由 |  |
| 担当 | （部 署 名）  （電話番号） |